

税金がお得で 今にゆとり 年金が増えて 老後にゆとり

三重県国民年金基金 フリーダイヤル

0120-291-284

ホームページ www.miekikin.or.jp

国民年金基金とは

国民年金ではありません。

国民年金に上乘せする公的な個人年金です。

対象者の方は、自営業の方やフリーランスで働いている方で、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者の方々です。

自分の予算に合わせて設計することができます。将来受け取る年金を確実に増やすことができます。

メリット

- ①掛金は全額所得控除となり節税ができてお得になります。
- ②掛金は自分で自由に選択できます。
- ③終身年金が基本で、掛金額は選択した給付の型と加入口数によって決まります。
- ④不幸にして本人が死亡した場合、保障期間内であれば遺族一時金が支払われます。しかも、非課税となっています。

60歳以上～65歳未満の国民年金に任意加入されてみえる方も加入していただけることになりました。

詳しくは、三重県国民年金基金までお問い合わせください。

三重県特定（産業別） 最低賃金が改正されました



三重県最低賃金は、平成27年10月1日から時間額771円です。

この最低賃金は、原則、年齢・雇用形態（パート・アルバイト等）を問わず、三重県内で働く全ての労働者に適用されます。

なお、特定の産業（7業種）に該当する事業場で働く労働者には、「特定（産業別）最低賃金」が適用されます。このうち5業種で、平成27年12月20日から時間額が改正されました。

改正された特定（産業別）最低賃金は次の業種です。

○ガラス・同製品製造業	時間額829円
○電線・ケーブル製造業	時間額848円
○洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	時間額843円
○電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	時間額834円
○輸送用機械器具製造業	時間額869円

詳細については、三重労働局賃金室（TEL 059-226-2108）へお尋ねください。